

海外労働事情

イギリス／ブレア労働党
勝利も三期目は前途多難

二〇〇五年五月五日、ブレア首相率いる労働党は英下院選挙で勝利し、三期目の政権確保を果たした。英国の近代史上、連続三選を果たしたのは保守党サッチャー元首相だけであり、ブレア首相が当日の会見で「歴史的な日」と胸を張ったように、労働党にとっては歴史に残る勝利であったと言える。しかし、イラク戦争への批判票が膨らむなど、大幅に議席数を減らす結果となり、かつてのブレア人気

にも翳りが見える。今回の勝利は順調な経済が追い風になったものと見られるが、EU憲法の批准やユーロの導入など欧州との関係、また国内においては年金改革や移民問題など、三期目の船出は順風であるものの、いつ風向きが変わるか判らない。

労働党の勝利というより保守党の敗北

一九九七年に四三歳で颯爽と登場して八年。ブレア首相は「ニユーレーバー」を合言葉に労働党のイメージを一新した。党是だった国有化政策を放棄し、市場重視のサッチャー路線を継承。党の看板としてそれまで低迷していた党を中道寄りに変身させた。結果は政権を獲得して以降、経済は一貫してプラス成長。低金利が住宅購入熱を呼び、資産価格の上昇がさらに消費を刺激するという好循環が続いている。経済の好調を背景に雇用市場も安定し、失業率は四％台にまで低下、一〇％前後の独仏と比して国民の不満は少ない。手堅い経済運営で、欧州先進国の中でも安定度は群を抜く。

図表1 改選議席数

	今回獲得議席	解散時	増減
労働党	356	408	△52
保守党	197	160	37
自民党	62	54	8
その他	30	37	△7
合計	645	659	△14

二〇〇一年の総選挙で地滑り的大勝利を収めたのも、ブレア首相本人の功績が大きかった。しかし、今回の選挙では野党との議席差は一気に半減、ブレア

人気の「神通力」がもはや通じないことを露呈する格好となった。五二回目の誕生日を迎えたその日は丁度、自身の六回目の下院当選発表の日と重なったが、首相の表情は厳しく笑顔は少なかったという。ブラウン管を通して、白髪は増え、眉間の立って皺は深くなったように見える。人気低落の要因としては、まずイラク戦争への対応が挙げられようが、国民が労働党政権に次第に飽きつつあるのも事実。しかし対する保守党は、イラク参

戦では同一の立場であり、経済ではブレア政権を攻めにくく、移民規制など社会不安の解消に重点を置く戦術をとったが、今ひとつ攻め手に欠けた。今回の勝利はそうした意味で、労働党の勝利というより、保守党の敗北といった色彩が強い。また、今回の労働党の勝利は、ブレアの勝利ではなく、経済の舵取りをしてきた影の立役者ブラウン財務相の勝利だという声も聞かれる。白いワイシャツに袖を通さないとと言われる清貧の徒



ブラウン氏の堅実な経済運営手腕は誰もが認めるところ。イラク戦争で人気失墜したブレア首相から、地味だが国民の人気の高いブラウン氏に禅譲する日は案外近いのかもしれない。ブレア首相は六日、首相官邸前で声明を発表、「国民

の声は謙虚に受け止めていく」と述べ、これまで以上に世論を重視する姿勢を示した。イラク戦争の代償として支持率の低下を甘受した三期目のブレア政権には、EU憲法批准問題、年金問題、育児法改正、移民問題など、今回の選挙ではあまり議論されなかった重い課題が残されたことになる。

EU憲法の批准

最大の難関はEU憲法の批准問題。英国は二〇〇六年春にもEU憲法批准の是非を問う国民投票を実施する予定だったが、六月六日、先のフランス・オランダの否決を受けて、批准手続きの凍結を決めた。憲法発効にはEU加盟二五カ国すべての批准が必要だが、英国世論は仏蘭以上に懐疑的。三期目に入るブレア政権は、イラク戦争をめぐる米国と協調路線をとることの多かった二期目に対して、今後は仏独など大陸欧州との関係を重視する「親欧州路線」に軸足を移していくと見られている。ブレア首相は、「批准に失敗すれば英国は孤立する」として、国民に向けた啓蒙活動を今後強化していく方針だったが、今回の凍結で先行きは読みづらくな

った。一方、労働時間に関しては、域内における週四八時間労働の厳格な運用を図る欧州議会に対して反発の姿勢をとっている。

英国では四八時間の規制は一九九三年に施行されているが、政府は「英国経済が直面する競争力の問題を考えれば、労働時間の柔軟性は放棄できない」という産業界の立場を擁護、適用除外（オプトアウト）を活用し、長時間労働を認めてきた。「労働者を保護する必要がある」として適用除外を削除するとした欧州議会の決定に関しても、ブレア首相は「議決は間違っている」と発言、今後も引き続き適用除外を行使する考えを示している。

年金改革

年金改革を担当しているCBI（英国産業連盟）の元理事長、アデル・ターナー（Adair Turner）氏は、自身の報告書の提出期限を一月三〇日としている。同氏が検討している主要な選択肢は、第一に国家第二年金（second state pension）を国家基礎年金（basic state pension）に統合し年金額を引き上げること。もう一つの選択肢は、第二年金を強制とし、受給者が受け取る額と拠出した額とを直接リンクさせることだ。しかし、この第二の選択肢に関しては、国民に貯蓄や長時間労働を強いることになるのではないかと指摘があり、第三次ブレア内閣で労働・年金担当相として返り咲いたブランケット（Blanket）氏が調整にこぎつけることは困難との

見方もある。影の年金大臣サー・マルコム・リフキンド（Sir Malcolm Rifkind）氏は、「退職後のための貯蓄を国民に強要することは、税金の引き上げと同じ」と主張、同案を批判している。

移民問題

英国への移入を希望する外国人労働者向けに新たなポイント制度が実施される。高度の技能を身につけ、英語を流暢に話すことのできる移住者のみが、さらに彼らが英国移民テスト（Britishness test）に合格した場合に限り永住を許可される。過去に不正があった国からの入国者については、担保金を提出しなければならず、出国しなかった場合には没収される。不法就労が発覚すると、雇用主は、雇用了した不法労働者一人につき、二

図表2 第三次ブレア内閣主な顔ぶれ

役 職	名 前
首 相	トニー・ブレア
副首相	ジョン・プレスコット（再任）
財務省	ゴードン・ブラウン（再任）
外 相	ジャック・ストロー（再任）
内 相	チャールズ・クラーク（再任）
労働・年金相	デービッド・ブランケット
教育・職業技能相	ルース・ケリー（再任）

〇〇ポンドの罰金を科され、職場の立ち入り検査を受けなければならないとするより厳格な制度が導入される。この法案は二月以内の下院に提出される見通し。

育児法改正

育児法改正のポイントは二つ。第一に、二〇〇七年より産休手当が二六週から三九週に延長される。但しこれについては、一部の親に対する明らかな優遇措置による他の従業員へのマイナスの影響があるとして懸念する向きもある。第二のポイントには、必要とするすべての家族に、一四歳以下の児童を対象に、手ごろで質の高い育児の場を提供すること。この改正により、地方自治体は十分な育児施設を提供する責任を負うことになる。二〇一〇年までに、少なくとも三五〇〇箇所の育児ケアセンターの設置が必要と見られている。

就労不能給付法改正

就労不能給付法案は、①あまり重度の障害でない受給者については、職に就かせるための面談に出頭しない場合に給付を削減②重度の受給者（受給者全体の約二割）にはより高い給付率を導入という二方向の改正が行われる見込み。現在財政当局は、就労不能給付の受給者数の増加

に不安を募らせている。低失業率にもかかわらず、現在、受給者の総数は二七〇万人、年間費用は七七億ポンドに達しているからだ。

この改正案は、就労を希望する者を職場に戻すよう支援し、一方で、就労不能者への長期的な支援を提供しようとするもの。しかし、制度の改革は実質的な給付金の切り下げにつながるため、激しい論議を呼びそうだ。ブランケット担当相は、就労不能給付の提案は懲罰的なものを目指しているのではなく、建設的なものであることを強調、まだ議論の余地があるとの姿勢を示した。同相は、提案に関する広範な協議を約束している。

平等・人権委員会の設立

平等・人権法案は、二〇〇七年までに、単一の平等・人権委員会を設立することを目指している。これは、二〇〇七年一月に、男女機会均等委員会（Equal Opportunities Commission）と障害者権利委員会（Disability Rights Commission）を統合しようというもの。さらに二年後には、人種平等委員会（Commission for Racial Equality）との合併も視野に入れている。新しい委員会は、現在の枠組みよりもさらに強力に差別に取り組む権限を持つことになろう。商品とサービスの提供における宗教的差別を禁止し、性的指向、宗教、

年齢を根拠とした差別に取り組む。新委員会は人権向上も担当し、設立後直ちに、現在の法律における抜け道を塞ぐために新たな法案の作成に着手することになる。

（国際研究部・主任調査員 天瀬光二）

ドイツ／国政選挙を今年秋に前倒しへ

五月二日に実施されたノルライン・ヴェストファーレン（NRW）州議会選挙で与党社会民主党（SPD）が大敗したことを受け、シュレーダー首相は同日、二〇〇六年九月に予定されていた連邦議会選挙を前倒しし、今年秋に行う意向を表明した。NRW州では有権者の雇用情勢に対する不満が選挙結果の要因であると見られており、今後、シュレーダー政権の労働市場改革を柱とした改革路線について、激しい議論が展開されそうだ。

ドイツ最大の州で与党社会民主党が大敗

NRW州の選挙結果は、野党キリスト教民主同盟（CDU）が得票率四四・八％、SPD三七・一％、緑の党六・一％、自由民主党（FDP）六・一％。これまでは国政と同様SPDと緑の党が州の連立政権を担っていたが、今回の結果を受けてC

海外労働事情

DUとFDPが連立を組む可能性が高い。議席数は、CDUに八九、SPDに七四、緑の党およびFDPにそれぞれ一二が割り当てられる。SPDは同州で三九年間政権を維持してきたが、今回は一九五四年の得票率（三四・五％）に次ぐ低得票に終わった。

NRWはドイツ最大の州であり、〇六年秋に予定されていた総選挙前の最後の州選挙だったため、もともと大きな注目を集めていた。そして、敗北が確定となった選挙当日の夕刻、シュレーダー首相は、この選挙結果によって「われわれの仕事をさらに進めるための政治的基盤に疑問が投げかけられた」と述べ、連邦議会選挙前倒しの意向を表明した。

ドイツでは、憲法に相当する基本法によれば、首相自身は解散権をもたず、首相が連邦議会に信任案を提出し、そこで過半数に達しない場合、大統領が議事を解散する。このためシュレーダー首相はケーラー大統領と協議を行う一方、二四日にSPDの役員会で総選挙前倒しの方針を確認した。同首相は七月一日にも信任案を出す予定で、その後の手続きが順調に進めば、九月一日か一八日のいずれかに連邦議会選挙が行われること

になる。

経済・雇用情勢の悪化が影響

今回のNRW州議会選挙の背景には、経済・雇用情勢の悪化が影を落としている。ZDF（ドイツ第二テレビ）の出口調査では、五五％が州の経済状況を「悪い」としており、前回選挙時（〇〇年五月）の一五％を大きく上回った。また、「雇用の創出」についてSPDを信頼するとした人は一八％（前回は四三％）で、CDUを信頼する人が三九％（前回は二三％）に達し、五年前と立場が完全に入れ替わった。

この逆境のもとで総選挙を今秋に実施する賭けに出たシュレーダー首相だが、失業給付制度を大幅に見直した労働市場改革など「痛みを伴う」政策に対し、伝統的支援基盤である労働者層の反発が強い一方で、失業率は高止まりしたまま目立った改革の成果は出ていない。世論調査の支持率でも、CDUおよび姉妹政党CSU（キリスト教社会同盟）に大きく水をあけられている。

SPDは雇用に貢献しない経済界と外資を批判

このような事情を背景に、SPD党首のミュンテフェリング

氏は、四月中旬に「一部の資本家は人々について何も考慮せず、その職場を根絶やしにしている」と述べ、利益をあげながらドイツ国内の雇用に貢献しない経済界と外国資本に対する批判を展開した。この「資本主義批判」は、その主張そのものについて一定の共感を得た（本誌「先進諸国の動向」三〇頁参照）。しかし、この発言を選挙目当てと受け取った人も多く（週刊誌「シュピゲル」の調査によれば回答者の五七％がそう感じている）、政党支持の回復にはつながらなかった。

DGB（ドイツ労働総同盟）のゾマー会長は、今回の州選挙結果を受けて出した声明の中で、政党に対するポジションを「中立」であるとし、来たる総選挙では「生活を保障する賃金、社会国家（Socialstaat）の発展、共同決定システムと労使自治の原則がかかっている」と述べている。シュレーダー政権の看板政策「アジェンダ二〇一〇」とその重要な核である労働市場改革政策についても、大規模な議論が展開されることになりそうだ。

（国際研究部・主任調査員
吉田和央）

アメリカ／著しい低下を見せる労働者の仕事満足度（一〇年前比）

一〇年前と比較して米国人労働者の仕事に対する満足度が著しい低下を見せている。これは、米NPO研究機関コンファレンス・ボードが五〇〇〇世帯を対象に行った調査の結果である。一九九五年の同調査では、約六〇％の労働者が満足を示したが、現在は五〇％と一〇ポイント低下。そのうち非常に満足と回答したのは一四％に過ぎない。通勤や同僚との関係については、大多数の労働者が満足しているが、会社のボーナス制度、昇進システム、教育訓練制度には強い不満を持っている。また、仕事をするのは収入のためと割り切っている労働者は約二五％いる、と同報告書は指摘している。

満足度低下の背景に技術革新や労働者意識の変化が

仕事の満足度が低下した主な背景として、技術の急速な変化、生産性向上への圧力、労働者の意識の変化が挙げられる。労働者の意識変化の背景について、

同報告書は、「ベビーブーマー世代の労働者が大量に退職し、若い労働者の割合が増えた。若

い世代は仕事満足度が低く、これまでの労働者とは異なる価値観を持つ。この世代交代によって、企業の人事労務管理に新しい課題が提起されるであろう」と解説している。

仕事満足度は全ての所得階層で下がったが、最も満足度が下がったのは年収二万五〇〇〇ドルから三万五〇〇〇ドルの世帯主で、五五・七％から四一・四％への低下であった。一方、年齢別に見ると、最も満足度が低下したのは、三五歳～四四歳の年齢層で六〇・九％から四九・二％に下がった。

職場環境の整備や教育訓練の必要性を示唆

従業員の不満が高まる背景として、アウトソーシングや、エンロン・ワールドコムなどによる企業スキャンダルの影響を指摘する声もある。従業員の仕事満足度低下に対し、企業が適切な対応を怠ると、長期的には企業経営に支障をきたす恐れがあると、ある専門家は指摘している。従業員が意欲を持って働けるような環境の整備や、従業員を「人的資源」とみなし、教育訓練によって労働者の質を高める措置が企業に求められていることが示唆されている。

【参考】

USA Today (February 28, 2005) . Half-full or half-empty?

50% of workers satisfied with jobs.

コンファレンス・ボードホームページ

http://www.conference-board.org/utilities/pressDetail.cfm?press_ID=2582

谷本寛治「CSR経営 企業の社会的責任とステイクホルダー」(二〇〇四)

(国際研究部 吉原夕紀子)

中国／「二〇〇四年労働社会保障の発展に関する統計」発表される

二〇〇五年五月一八日、労働社会保障部と国家統計局は、二〇〇四年一年間の労働および社会保障の動向概況について発表した。以下では、同報告の概要を紹介する。

二〇〇四年の就業者数は、全国の都市農村を合わせ七億五二〇〇万人、産業別にみると、第一次産業就業者は四六・九％と半数を占め、第二次産業が三二・五％、第三次産業が三〇・六％であった。

一方、失業者数は八七二万人で失業率は四・二％と二〇〇三年と比較して〇・一％下がっている。特に、国有企業改革により多数の下崗(リストラ)労働者が生み出されたが、二〇〇四年は一五三万人で、前年より一〇七万人減少しているほか、九二万人が再就職を果たしている。

また、二〇〇四年に新たに労働市場に参入した就業者の数も九八〇万人で当初目標を八〇万人上回った。

これらの数字は、中国における職業安定政策とその取り組みが成功していることを物語っている。

労働市場では需給調整のため、情報ネットワークの構築が進められているが、その一部はすでに完成し、全国一七都市で四半期ごとに需給分析報告を発表している。全国に職業紹介機関が三万三九〇カ所設けられ、そのうち公共職業紹介機関は二万三三四七カ所、職業斡旋の成率は前年比で一五・六％上昇している。

社会保障事業については、養老保険、失業保険、医療保険、労災保険、出産保険とも加入者を増やし、基金予算も伸びを示している。養老保険の運用については、人・サービスの管理を町内会組織(街道)やコミュニティ組織(社区)が管理する社会化管理が全国に浸透し、全国の企業退職労働者の九三・二％にあたる三四三〇万人をカバーした。

社会保障基金を監督・監査する目的で二六の省で社会保障監督委員会が設置され、基金監督管理の方法が定められた。監査の実施により大部分の省や直轄市で基金の流用など違反行為が摘発され、取り締まられている。

一方で、養老保険を補完する目的で設置された企業年金制度の構築が「企業年金試行弁法」「企業年金基金管理弁法」の施行など法制の整備により、一層進められた。また、都市型社会保障体系モデルとして、吉林省と黒龍江省では国有企業リストラ退職者が基本生活保障と失業保険を同時に受け取れるサービスを試験的に開始した。

一方で、養老保険を補完する目的で設置された企業年金制度の構築が「企業年金試行弁法」「企業年金基金管理弁法」の施行など法制の整備により、一層進められた。また、都市型社会保障体系モデルとして、吉林省と黒龍江省では国有企業リストラ退職者が基本生活保障と失業保険を同時に受け取れるサービスを試験的に開始した。

また、二〇〇四年は、「労働監察保護条例」を發布し、労働者の権利保護に重点を置いた施策を展開した。全国三〇の省、自治区、直轄市で賃金ガイドライン制度が実施され、一四〇の大都市で労働力市場賃金ガイド基準を発表し、一三都市が業種別人件費情報を発表した。二九万社が賃金集団協議制度を導入している。

政府によるインフラ基盤整備により改善される就業、社会保障に対して、企業内の労働関係は近年悪化の傾向にあるようだ。二〇〇四年は前年より四万件多い、二六万件が労働争議仲裁委員会にかけられている。特に、集団労働争議案件は、一・九万件で前年より七二・二％の増加であった。

各級レベルでの年間最終案件は二五・九万件で終結率も九三・二％と高率であることから、労働紛争処理制度の整備も進みつつあることがうかがえるが、紛争処理手続に関する法律が未整備なため、さらに具体的な法的整備が期待されている。

(国際研究部・主任調査員 野村かすみ)

